

教育実習実施に関する要綱

船橋市教育委員会

第1条 受入れ対象者

教育職への強い意志を持ち、教員養成機関(以下「養成機関」という)に属する次の各号に掲げる者で、教員採用試験を受けようとする者を原則として承認する。

- (1) 船橋市立小・中・高等学校のいずれかを卒業し、教職課程履修中の者。
- (2) その他、教育委員会が特に認めた者。

第2条 受入れ期間

実習は、学期初め及び学期末を除いた期間を行うことを原則とする。

第3条 受入れ手続き

- (1) 実習を希望する者は、各自実習希望校へ行って事前に承諾を得る。
本委員会は、原則として実習校の紹介はしない。(ただし、特別支援学校については紹介する。)
- (2) 養成機関においては、下記書類を整え船橋市教育委員会教育長宛に提出する。
 - (ア) 養成機関作成の「実習依頼書(申請書)」 (様式1)
 - (イ) 学生誓約書及び指導教官誓約書 (様式2)
 - (ウ) 実習校作成の承諾書のコピー (様式3)
 - (エ) 実習承認書送付用封筒(郵便切手貼付)
※様式は各学校独自のものでもよい。
- (3) 本委員会は提出書類を審査の上、養成機関へ実習承認書を送付する。
- (4) 養成機関又は実習希望者は、実習年度の健康診断証明書を実習開始1カ月以内を目安に提出する。あわせて、麻しん蔓延防止のため、麻しんの抗体があることを証明するもの(抗体検査結果等)あるいは、予防接種済を証明するものを添付する。

第4条 実習中の留意事項

- (1) 養成機関は、船橋市教育委員会及び実習校と連絡をとり、教育実習の適正な運営に努める。
- (2) 教育実習生は、実習校の指示に従い実習しなければならない。
- (3) 教育実習生が、教育実習校において発生した本人の心身に関わる事故の責任は、養成機関において負わなければならない。

第5条 その他

- (1) 実習生が前条(2)に違反した場合には、実習校と協議の上、実習の取り消しをする。
- (2) 実習に要する経費は、養成機関で負担するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(様式1)

令和 年 第 月 号 日

船橋市教育委員会教育長 あて

大学長 印

令和 年度 教育実習の依頼について

本学生が、貴市公立学校での教育実習を希望しておりますので、ご承認下さいますようお願い致します。

記

1 学生氏名

2 実習期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 実習希望校

4 実習教科

(様式2)

令和 年 月 日

船橋市教育委員会教育長 あて

大学長 印

学 生 誓 約 書

このたび、教育実習を行うにあたり、教育委員会及び実習校の指示に従い、公立学校での正常な教育活動を妨げないよう誠実に勤務することを誓約いたします。

記

- 1 学生氏名 印
- 2 住 所
- 3 大 学 名
- 4 実習校名
- 5 実習期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

指 導 教 官 誓 約 書

上記学生の教育実習については、貴教育委員会教育実習要綱を守り、これらの学生の指導上の責任は本職において引き受けることを誓約します。

指導教官氏名 印

(様式3)

船 第 号
令和 年 月 日

様

校長

学校
印

令和 年度 教育 実 習 承 諾 書

下記のとおり教育実習の受け入れを承諾します。

記

1 学生氏名

2 実習期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで